

令和7年8月19日

担当課：総務事務厚生課
内 線：2523
直 通：092-643-3092
担 当：砂本

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置物品業者：
住所 福岡県福岡市南区桧原5丁目6番1号
商号又は名称 株式会社クリーンシステム
- 2 指名停止の期間：
令和7年8月19日から令和8年2月18日まで（6箇月間）
- 3 事実概要：
株式会社クリーンシステムは、令和7年3月24日に直方県土整備事務所が行った物品単価契約（特殊アスファルト補修材・パッチワン）に係る見積合わせにおいて、契約の相手方として決定したにも関わらず、正当な理由なく契約を締結しなかった。
- 4 指名停止の理由：
上記の事実は、「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」別表その2第10号に定める措置要件に該当する。

【指名停止等措置要綱 別表その2第10号該当】

措置要件	期間
（不正又は不誠実な行為） 10 別表その1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、県発注物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1箇月以上9箇月以内